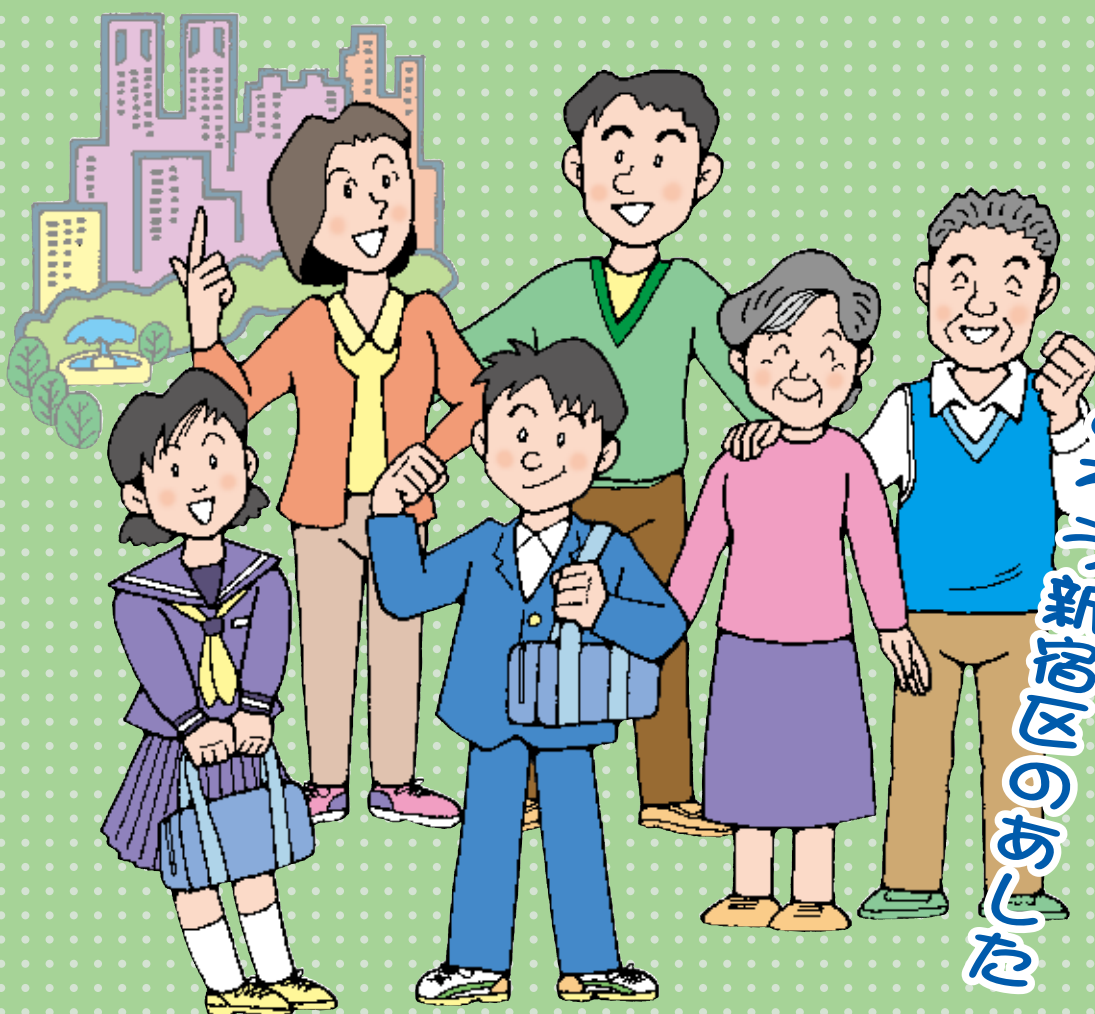


わたしたちのまち 新宿  
新宿区自治基本条例



みんながこっぴょう新宿区であした

区民みんながまちづくりの“主役”  
新宿区のまちづくりを一緒に考えてみましょう！

## みんなで新宿区をつくろう、育てよう！

新宿区は、都市機能をバランスよくもつ愛すべきまちで、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人を訪れるまちです。

このような新宿区がもつ特性を生かしながら、皆さんが新宿区自治基本条例を活用していくことによって、より暮らしやすい新宿区の実現に一步步近づいていくのです。

また、にぎわいの活力と暮らしの落ち着きが溶け合う新宿区の個性は、今後も多くの人を惹きつけ、さらに活躍の舞台となっていくことでしょう。

まちづくりは、区民一人ひとりが行動して、自分たちのことを自分たちで決めて行うことが大切です。

そこで“自治基本条例”が大きく関わってくるのです。

## 1 自治基本条例の考え方

### (1) 区民とは誰のことを指すのか？

よりよいまちづくりを行うためには、住んでいる人はもちろんのこと、新宿区にかかわるさまざまな人たちがそれぞれの役割を果しながら協力していくことが重要です。このため、新宿区自治基本条例では、新宿区の住民はもちろん、新宿区で働いている人や学んでいる人、活動している人なども含め新宿区に関わる人を区民とよぶこととしました。

### (2) なぜ条例が必要なのか？

自治基本条例は、区民が主体となった自治を育み、新宿区を皆で力を合わせて築いていくためのものです。

「自分たちのまちのことは自分たちが責任をもち、自分たちで決めていくこと」を自治といいます。この「自治」には、区民と議会や区長(執行機関<sup>(※1)</sup>)が共通意識をもち協力できるように基本的なルールが必要なのです。

### (3) 「自治基本条例」とは？

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、区民・議会・区長（執行機関）などまちづくりに関わるすべてのものがどのような役割を担い、また、どのような方法でまちづくりを進めていくのかを定めた「自治の基本ルール」です。

新宿区では足かけ4年にわたって新宿区自治基本条例の制定に向けて取り組み、平成23年4月1日に条例が施行されました。



つまり自治基本条例は  
「まちの憲法」なんだね！

#### 用語の解説

##### ※1 執行機関とは？

区における執行機関は区長、その補助機関（副区長や職員）、また各委員会など（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員）と委員で構成されています。区長をトップにして区議会で決めたことに基づき実際に区の仕事をを行う組織です。

各委員会と委員は独立した意思をもって業務を行っていますが、区長は全ての執行機関の総括的な代表でもあります。

また、区長だけは住民の選挙によって選ばれますが、他の執行職員は区長の任命によって決定します（副区長、教育委員、監査委員などの人事については区議会の同意も必要）。なお、新宿区自治基本条例では執行機関のことを「区の行政機関」という言葉で定義しています。

## 2

# 新宿区基本構想と新宿区自治基本条例

基本構想は、めざすまちの姿であり、区政の最も基本となる重要な計画のことです。新宿区をどういうまちにするのかという目標や理念などが書かれています。これに基づいて様々な事業が展開されます。

### 新宿区の基本構想

#### ◆ 3つの基本理念

- 区民が主役の自治を創ります。
- 一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます。
- 次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします。

#### ◆ おおむね 20 年後にめざすまちの姿

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

※「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「**自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちでつくりあげたい**」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

基本構想を受け、新宿区総合計画では「これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである自治基本条例を区民、区議会及び区が一体となって制定します。」とし、自治基本条例の制定がめざされました。



基本構想は、新宿区をより良いまちにするための重要な柱になるものだね！

こうして新宿区の自治における  
基本理念・基本原則を明らかにするための、  
自治基本条例制定に向けた取組みがスタート！

#### 自治基本条例がめざすところ

この条例は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会、区長等の責務、区政運営の原則などの「自治の基本ルール」を定めるものです。新宿区という区民に最も身近な自治体が自らの権限と責任で区政運営を行うとともに、区民・区議会・区長など自治の担い手がそれぞれの役割を果たすことで、だれもが「新宿区に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりをめざすものです。

### 3

## 条例制定までの取組みに区民はどう関わっていたの？

まちづくりのための基本的なルール、仕組みをつくるためには、まちづくりの主役である、区民の存在はかせません。そこで新宿区では自治基本条例をつくる時から、区民も参加し、区議会議員、区の職員が一緒になって新宿区のまちづくりの基本的なルールとなるこの条例にどのような事項を盛り込むのかを考えました。

さらに、条例に盛り込むべき事項について、区民アンケートや地域懇談会、区民討議会<sup>(※2)</sup>、パブリック・コメント<sup>(※3)</sup>などを経て、広く区民の皆さんの意見を聞きました。

### 用語の解説

#### ※2 区民討議会とは？

幅広い世代から多様な区民の意見を聞くため、無作為に抽出した区民の方に参加を依頼し、日ごと、区政に参加する機会の少ない区民の皆さんからの意見を聞くための仕組みです。参加の受諾をしていただいた方に特定のテーマについてグループ討議などを通して意見をいただくものです。

#### ※3 パブリック・コメントとは？

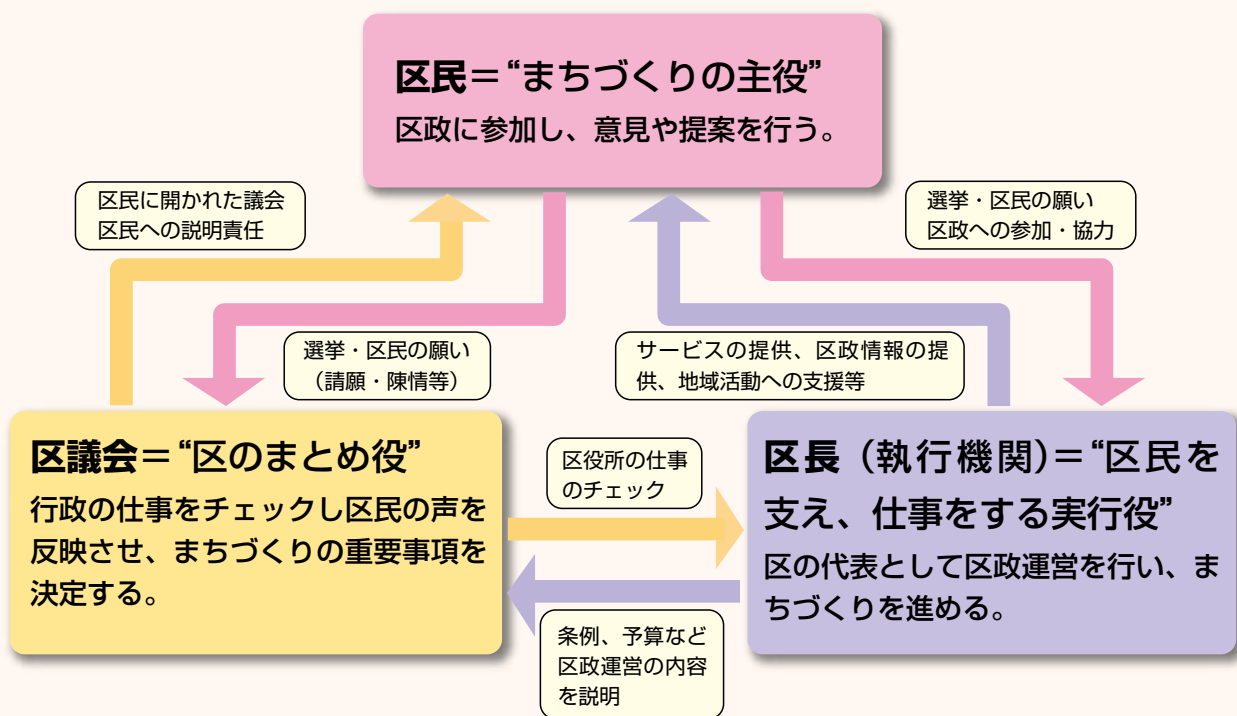
区が計画などの案を公表して、それに対する意見を募集することをいいます。誰でもファックスや電子メールなどを使って自分の意見を出すことができます。



区民の“声”を積極的に取り入れようとしているんだね！

# 4

## 区民・区議会・区長（執行機関）の役割はそれぞれどのようなになっているの？



### 課題 1

区長は、予算案などの各議案を審議する第一回区議会定例会（毎年2月開催）の開会にあたり、区政の基本方針と主要施策についての自分の考えを表明しています。今年は、どのような考えのもと区政運営を行おうとしているのか区のホームページを見て調べてみましょう。

■新宿区ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

### 課題 2

区議会では取り扱う事項は、数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて、専門的・効率的に審査するために委員会を設けています。新宿区議会の委員会はどのような委員会があるのか新宿区議会のホームページを見て調べてみましょう。

■新宿区議会のホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>

## 5

# 新宿区基本条例にはどのようなことが規定されているの？

例えば以下のようなものがあります。

## (1) 4つの区民の権利

### ① 「区政に関する情報を知る権利」

単に区政に関する情報を受けるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利のことをいいます。

### ② 「公共サービスを受ける権利」

一般的に用いられている「行政サービス」ではなく、より広い概念として公共サービス基本法で定義されている「公共サービス」という用語を用いることにしました。新宿区の具体的な公共サービスを行う機関として、区役所、特別出張所、区立小・中学校、図書館、歴史博物館、保健所、清掃事務所などが挙げられます。

### ③ 「区政に参加する権利」

政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べ、事業の担い手として、また受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。

### ④ 「自治の担い手として、生涯にわたって学ぶ権利」

「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。学ぶことの重要性、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるという認識から規定したものです。

## (2) 区民の責務

新宿区は、国内外から様々な目的をもった人が集うまちであり、ともに暮らすまちです。

区民は、この区内にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なことと誰もが考えていることと思います。

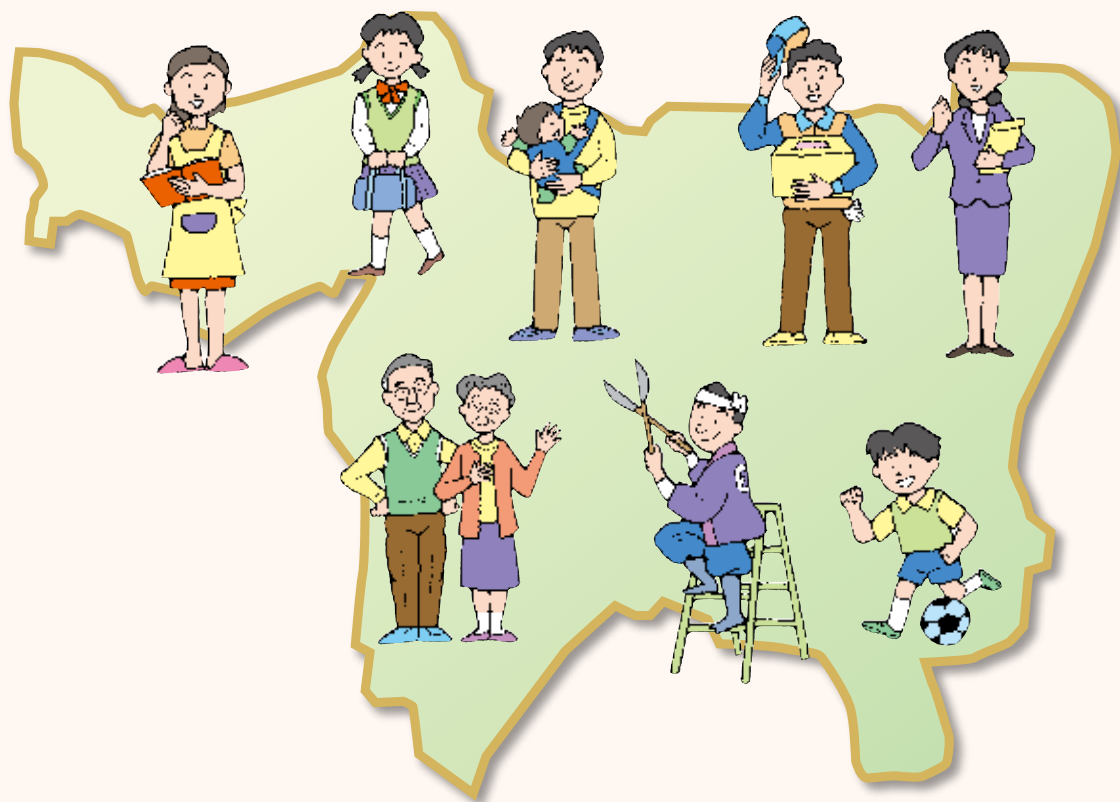
さらに、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという趣旨を区民の責務としました。

### (3) 情報公開と情報共有

区民の区政への参加を推し進めていくためには、情報の取り扱いが極めて大切です。区政に参加する権利の前提として、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することを定めています。これによって、皆さんと情報を共有しています。

新宿区では、区のホームページなどで条例に関して、さらに詳しくご紹介しています。「新宿区自治基本条例逐条解説」や区が発行している「広報しんじゅく」自治基本条例特集号（平成22年11月25日号）なども是非ご覧ください。

新たな飛躍を遂げ魅力と活気で溢れる新宿を目指して、みんなでこれからも協力して取り組んでいきましょう。



■新宿区ホームページ

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>



## 新宿区自治基本条例（平成 22 年条例第 43 号）

## 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 区民（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 議会等（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 区長等（第 10 条—第 13 条）

第 5 章 区政運営の原則（第 14 条）

第 6 章 情報公開及び個人情報保護（第 15 条・第 16 条）

第 7 章 住民投票（第 17 条—第 20 条）

第 8 章 地域自治（第 21 条）

第 9 章 子どもの権利等（第 22 条）

第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第 23 条・第 24 条）

第 11 章 条例の見直し等（第 25 条）

## 前文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和 22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の 3 区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### ●目的

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### ●定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

### ●基本理念

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。

- 
- 2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
  - 3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

#### ●条例の位置付け

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

## 第2章 区民

### ●区民の権利

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

### ●区民の責務

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

## 第3章 議会等

### ●議会の設置

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

### ●議会の責務

- 第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。
- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
  - 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

### ●議員の責務

- 第9条 議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。
- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

## 第4章 区長等

### ●区長の設置

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

### ●区長の責務

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

### ●区の行政機関の責務

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

### ●職員の責務

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

## 第5章 区政運営の原則

### ●区政運営の原則

第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

## 第6章 情報公開及び個人情報保護

### ●情報公開

第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

### ●個人情報保護

第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

## 第7章 住民投票

### ●住民投票

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

### ●住民投票の実施

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

### ●住民投票の実施の結果の尊重

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

### ●条例への委任

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第8章 地域自治

### ●地域自治

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
  - 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 第9章 子どもの権利等

### ●子どもの権利等

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

## 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

### ●国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

### ●国際社会との関係

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

## 第11章 条例の見直し等

### ●条例の見直し等

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

## 附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

---

**わたしたちのまち新宿**  
**新宿区自治基本条例（中学生向け）**

平成 23 年 12 月 発行

編集・発行：新宿区 総合政策部企画政策課  
東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1  
電話（03）3209-1111

印刷物作成番号  
2011-12-2101



古紙配合率70%再生紙を使用しています

中学 3 年 組

氏 名